

堺市 女性相談業務の現状

■ 現在

堺、中、西、南、北区に各2名

東、美原区に各1名

堺市配偶者暴力相談支援センターに3名

■ 経過

昭和32年 本庁福祉事務所に婦人相談員配置

平成 8年4月 各支所に女性相談員配置（1名×6支所）＜中核市移行＞

平成18年4月 各区役所に女性相談員配置（1名×7区役所）＜政令市移行＞

平成24年7月 配偶者暴力相談支援センター開設（2名）

平成27年4月 女性相談員の増員（5区役所を2名体制に拡充）

■ 相談主訴

DV、離婚、住居問題、経済関係（生活困窮、借金、求職、その他）、医療関係（病気、精神的問題、妊娠、出産）

■ 支援種別

関係機関や施設等の利用、庁内関係機関との連携、一時保護、他府県相談員との連携、助言や情報提供

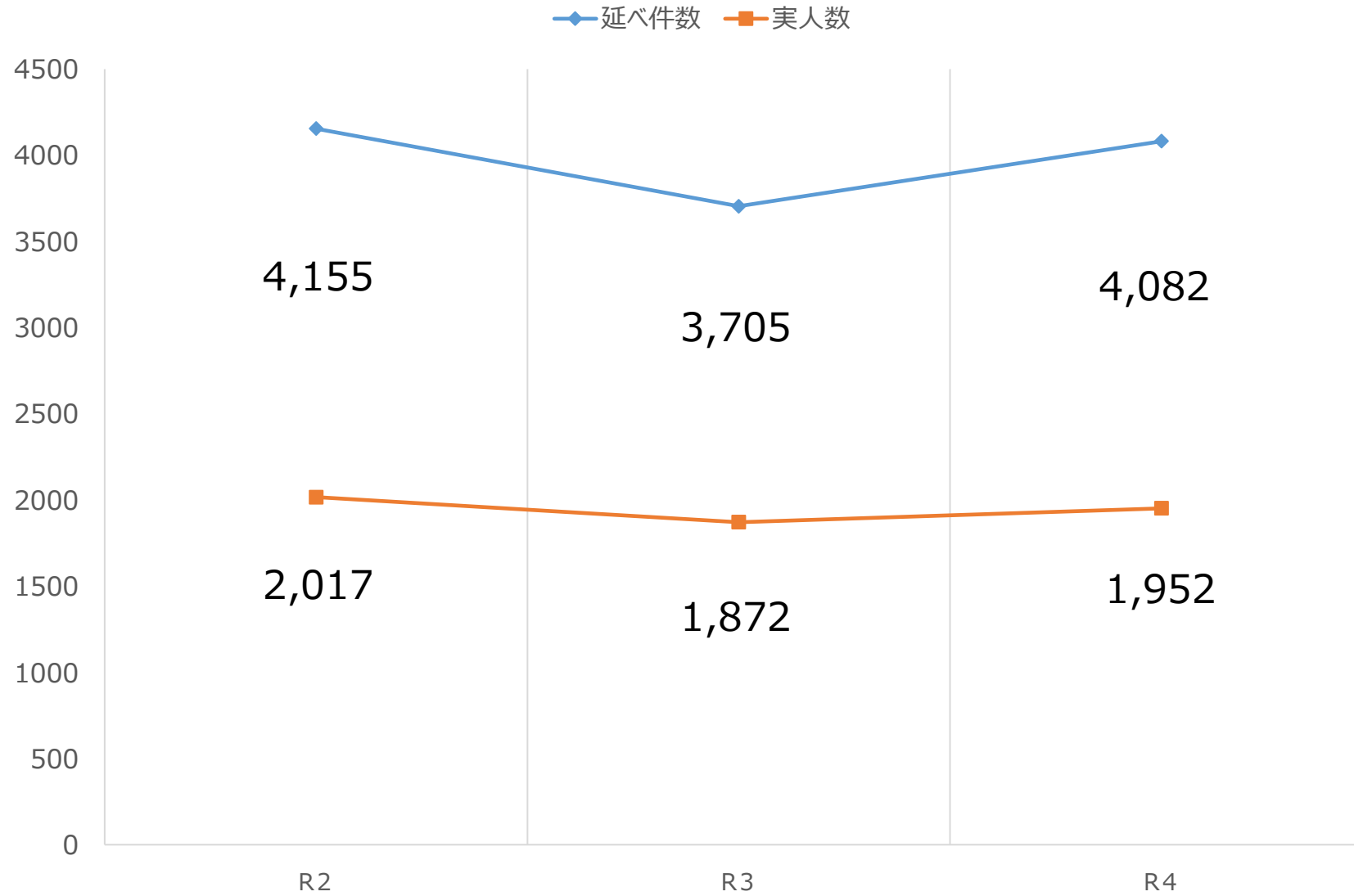
■ 堺市DV被害者等自立支援金（市独自）

配偶者等からの暴力を受けて緊急避難した際、所持金を持たないDV被害者等とその同伴児童に対し、経済的支援が必要と認められた場合、一人あたり5,000円を上限として必要に応じた額を支給する。

■ 弁護士によるDV専門法律相談（市独自）

毎月2回各3枠の予約制。相談時間は1時間/人。無料。女性相談員が相談者と事前面接を行い、法的に問題を解決す必要があると判断した場合に利用できる。

相談件数



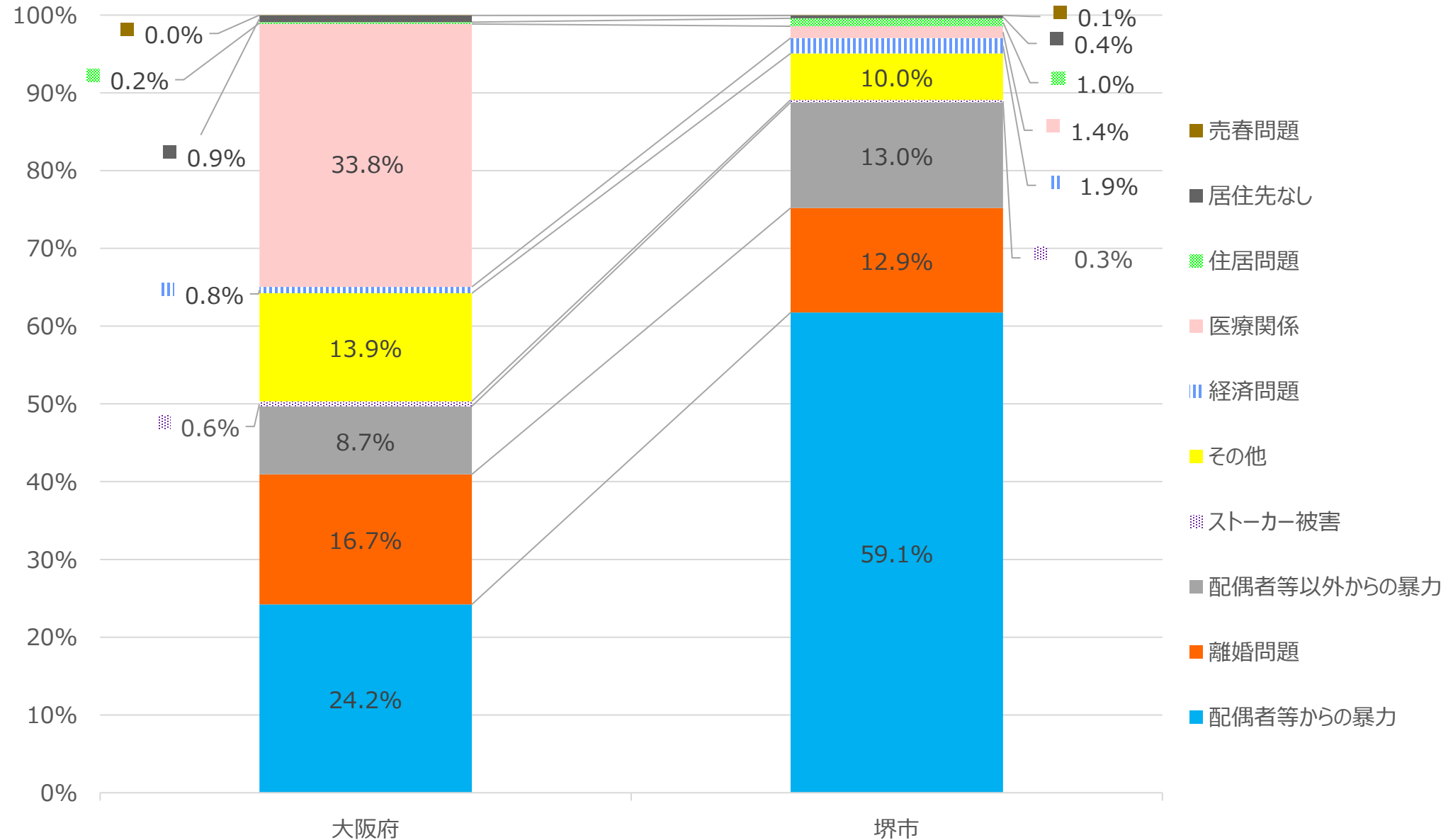
相談件数（年齢別）

年代	18歳未満	18歳～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳～65歳	65歳以上	不明	計
令和2年度	2	39	338	518	560	255	73	126	106	2,017
令和3年度	1	28	349	486	535	241	50	110	72	1,872
令和4年度	3	25	320	484	550	307	59	100	104	1,952

相談件数（主訴別）

主訴	配偶者等からの暴力	離婚問題	配偶者等以外からの暴力	ストーカー被害	その他	経済問題	医療関係	住居問題	居住先なし	売春問題	計
令和2年度	1,277	223	206	10	238	19	17	11	16	0	2,017
令和3年度	1,145	210	227	16	205	23	18	11	17	0	1,872
令和4年度	1,154	251	254	6	195	37	28	19	7	1	1,952

令和4年度相談内容（主訴別）



	来所	電話	その他	計
令和2年度	1,160	748	109	2,017
令和3年度	1,095	686	91	1,872
令和4年度	1,179	690	83	1,952

支援件数

	同行	関係機関調整	計
令和2年度	699	2,369	3,068
令和3年度	697	2,555	3,252
令和4年度	804	2,772	3,576

母子生活支援施設 (入所理由)	配偶者等からの 暴力	親族からの 暴力	経済的な理由	計
令和2年度	11	0	0	11
令和3年度	9	0	1	10
令和4年度	7	0	1	8

一時保護件数

年齢別	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
令和2年度	6	15	18	14	2	3	58
令和3年度	3	14	5	6	3	3	34
令和4年度	3	8	7	9	6	2	35

主訴	配偶者 からの暴力	配偶者以外 からの暴力	帰宅先なし	その他	計
令和2年度	36	14	5	3	58
令和3年度	22	9	3	0	34
令和4年度	24	9	2	0	35

保護命令申立、証明書発行支援件数

保護命令	申立て	書面提出	発令	取下げ	却下	未決
令和2年度	10	9	10	0	0	0
令和3年度	7	7	6	1	0	0
令和4年度	6	4	5	0	1	0

証明書発行	住基支援措置意見付与	D V 証明書	臨時給付金に係る証明書
令和2年度	502	156	188
令和3年度	517	126	23
令和4年度	530	130	30

■ 主な支援内容

- ・相談及び相談機関の紹介（受付時間 月～金 9:00～17:30）
- ・被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・一時保護施設等の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・保護命令制度の情報提供、裁判所からの請求に応じた書面提出
- ・各種証明書の発行
- ・男性DV被害者相談
- ・女性相談員等の人材の育成（資質向上のための能力向上研修の企画・運営）

相談人数・延件数		来所相談		電話相談		計	
			うちDV		うちDV		うちDV
令和2年度	相談人数	16	12	250	192	266	204
	相談延件数	35	27	529	250	564	277
令和3年度	相談人数	5	5	263	207	268	212
	相談延件数	6	6	437	217	443	223
令和4年度	相談人数	14	12	184	128	198	140
	相談延件数	18	16	331	267	349	283

■ サポートハウス

援護を必要とするDV被害者等に居室を提供し、各般の相談に応じ、その方に応じた適切な指導、支援を行う。社会福祉法人に委託。

■ 夜間・休日DV電話相談

DV被害者が24時間いつでも電話相談できるよう、夜間や休日の電話相談を行う。社会福祉法人に委託。

■ DV対策連絡会議

DVの防止及びDV被害者支援について、関係団体、関係機関等から意見を聴取して連絡調整する。構成員は、庁内各所管、外部関係機関、弁護士等。

■ その他連絡会

- ・大阪府女性相談センターとの連絡会 2回/年
- ・大阪地方裁判所（堺支部）との連絡会 1回/年